

足羽川堰堤土地改良区連合 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤整備及び農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大並びに地域用水の機能増進を図るため、足羽川より引水し共同で利用する基幹農業水利施設を維持管理することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区連合は、足羽川堰堤土地改良区連合という。
2. この土地改良区連合の認可番号は、福井土改区第5号である。

(所属土地改良区)

第 3 条 この土地改良区連合の所属土地改良区は、次に掲げるものとする。

徳光用水土地改良区	(福井土改区第78号)
酒生用水土地改良区	(福井土改区第79号)
六条用水土地改良区	(福井土改区第80号)
足羽四ヶ用水土地改良区	(福井土改区第73号)
木田用水土地改良区	(福井土改区第81号)
社江守土地改良区	(福井土改区第87号)
足羽三ヶ土地改良区	(福井土改区第310号)

(事 業)

第 4 条 この土地改良区連合は、維持管理事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- (1) 福井市安波賀中島地係の足羽川に築造した足羽川頭首工及びその附帯施設の維持管理。
- (2) 足羽川頭首工から取水した幹線用水路、沈砂池、基幹分木工及びその附帯施設並びに洪水調整水門、酒生サイフォンを通り管水路の出口までの維持管理
- (3) 各幹線用水路に設置した計器類の維持管理
- (4) 地区全域にわたる農用地、又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧又は突発事故復旧
- (5) 前条の所属土地改良区の事務

2. この土地改良区連合は、県営土地改良事業 足羽川地区 農業用排水施設事業「基幹水利施設ストックマネジメント事業」によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

3. この土地改良区連合は、第1項各号の事業に付帯し、その事業を害しない範囲内で、当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区連合の主たる事務所は、福井市安波賀中島町2字2番1に置く。

2. この土地改良区連合の従たる事務所は、福井市東郷二ヶ町第37号16番4に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区連合の公告は、事務所の掲示場に掲示する。かつ、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総会の組織)

第7条 この土地改良区連合は所属土地改良区がそれぞれの定款で定める手続きにより、組合員のうちから総会又は総代会に於いて選出する議員で総会を組織する。

(議員の定数及び所属土地改良区)

第8条 議員の定数は40人とし、所属土地改良区に於いて選出する議員の定数は、次のとおりとする。

徳光用水土地改良区	12人
酒生用水土地改良区	12人
六条用水土地改良区	4人
足羽四ヶ用水土地改良区	3人
木田用水土地改良区	3人
社江守土地改良区	4人
足羽三ヶ土地改良区	2人

(議員の任期)

第9条 議員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、補欠選任によって選任される議員の任期は、退任した議員の残任期間とする。

2. 前項ただし書きに規定する選任が議員の全員にかかるときは、その任期

は、前項ただし書きの規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(議員の失職)

第 10 条 議員がその所属する土地改良区に於いて被選任権を失ったときはその職を失う。

(議員の届出)

第 11 条 所属土地改良区は、議員を選出したとき、又は議員でなくなったときは、その者の氏名及び住所を土地改良区連合に届け出なければならない。

(通常総会の時期)

第 12 条 この土地改良区連合の通常総会の時期は、毎事業年度1回 2月とする

(議員の請求による会議招集)

第 13 条 議員が、総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第 14 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない議員は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする議員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までに土地改良区連合に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 15 条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規定の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに解散、その他重要事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

(特例の議決権)

第 16 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、議員の半数以上の出席がないため、更に20日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、議員の3分の1以上が出席してその議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は出席した議員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 18 条 この土地改良区連合の役員定数は、理事 9 人及び監事 4 人とする。

2. 第 1 項の理事定数のうち、5 分の 3 以上は、議員であって耕作又は養畜の業務を営む者（議員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。
3. 第 1 項の監事定数のうち、1 人は土地改良法第 82 条第 4 項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第 19 条 役員は、議員が総会において選任するものとする。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長等)

第 20 条 理事は、理事長及び副理事長各 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区連合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはこれを代理する。
3. あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区連合の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区連合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものと

する。

(役員の任期等)

第 24 条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。但し、土地改良法（以下「法」という）第84条において準用する法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任ならびに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項のただし書きに規定する選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときはその職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 26 条 この土地改良区連合は、所属土地改良区と管理業務委託契約を締結するものとする。

2. 第4条の事業に要する経費に充てるための分担金並びにこの土地改良区連合の運営のための事務に要する経費に充てるための分担金については、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割りで所属土地改良区に分担させる。

3. この土地改良区連合は、法第91条の規定に基づき、次にあげる県営事業の分担金を負担する。この分担金に充てるため、予算の定めるところにより、所属土地改良区の地区内にある土地の全部につき地籍割で所属土地改良区に分担させる。

(1) 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 足羽川地区

4. 所属土地改良区は、前項の地積を毎年1月10日までに前年12月末日現

在における地積をそれぞれこの土地改良区連合に報告しなければならない。

(分担金の徴収の方法)

第 27 条 前条の規定による分担金の徴収の時期及び方法は、総会で定める。

第 5 章 雑 則

(財産分配の制限)

第 28 条 この土地改良区連合の財産については、解散又は所属土地改良区が脱退するときでなければ所属土地改良区に分配することができない。

(事業年度)

第 29 条 この土地改良区連合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委 任)

第 30 条 この土地改良区連合の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この変更定款中、第8条および第18条の規定の変更は、現任議員および現任役員の任期満了時又はその他の事由による次期の改選のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

この定款は、昭和38年9月24日より施行する。

この変更定款は、昭和48年5月25日より施行する。

この変更定款は、昭和59年5月1日より施行する。

この変更定款は、平成6年5月13日より施行する。

この変更定款は、平成9年12月9日より施行する。

この変更定款は、平成11年9月6日より施行する。

この変更定款は、平成15年4月30日より施行する。

この変更定款は、平成19年7月10日より施行する。

この変更定款は、平成19年11月26日より施行する。

この変更定款は、平成20年7月2日より施行する。

この変更定款は、平成22年7月13日より施行する。

この変更定款は、平成25年5月2日より施行する。

この変更定款は、平成28年4月21日より施行する。

この変更定款は、平成31年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和4年4月1日より施行する。

この変更定款は、令和5年3月9日より施行する。

この変更定款は、令和7年4月1日より施行する。